

佐八酒消組監第17号
平成25年9月5日

佐倉市八街市酒々井町消防組合
管理者 蕨 和 雄 様

佐倉市八街市酒々井町消防組合
代表監査委員 今 井 誠 治
監 査 委 員 越 川 廣 司

平成24年度佐倉市八街市酒々井町消防組合一般会計歳入歳出
決算審査意見書の提出について

地方自治法第233条第2項の規定により審査に付された平成24年度
佐倉市八街市酒々井町消防組合一般会計歳入歳出決算及び関係書類を審査
した結果について、別紙のとおり意見書を提出します。

平成24年度佐倉市八街市酒々井町消防組合一般会計歳入歳出
決算審査意見書

第1 審査対象

1 平成24年度佐倉市八街市酒々井町消防組合一般会計歳入歳出決算

2 関係書類

(1) 平成24年度佐倉市八街市酒々井町消防組合一般会計歳入歳出決算書

(2) 平成24年度佐倉市八街市酒々井町消防組合一般会計歳入歳出決算事項別明細書

(3) 実質収支に関する調書

(4) 財産に関する調書

第2 審査の実施日

平成25年8月27日(火)

第3 審査の実施場所

佐倉市八街市酒々井町消防組合消防本部

第4 審査の方法

1 決算その他関係書類の計数的な正確性の検証

2 平成24年度佐倉市八街市酒々井町消防組合一般会計歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書及び主要施策の成果の説明書等に基づいて、消防本部各課担当者より説明を受け、審査を実施しました。

3 現金預金については、例月検査を実施しているため本審査では省略しました。

第5 審査の意見

1 総括

審査に付された平成24年度佐倉市八街市酒々井町消防組合一般会計歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書等は、適正に作成されているものと認めます。

また、予算の執行及び諸事業の運営管理は、適正なものとして認めます。

2 要望事項

平成24年度における予算の執行及び事業の運営は、ほぼ正確に行われていますが、今後も地域住民の安心・安全を守っていくため、より一層適正な消防業務の執行と、次の事項について要望しますので改善に努めて下さい。

(1) 職員仮眠室の整備について

平成24年度に一部整備が終了しているが、職員の健康管理等の面からも、未整備の所属についての改善が速やかに行われるよう要望します。

(2) 職員提案制度について

この制度が職員の職場環境の改善等に効果的に反映されるよう要望します。

(3) 人事評価制度について

人事制度に適正に反映されるよう要望します。

(4) 不用額の適正な措置について

歳出に係る不用額にあっては、補正等で適正に処理するよう努めてください。

(5) 財政調整基金について

各構成市町の財政が非常に厳しい状況にあり、義務的経費が相当数を占めている中、一部取り崩しもありますが、概ね同額を積み立てているという状況ですので、基金の運用に当たっては今後とも財源等を見ながら適正な金額を維持するよう努めてください。